

連携中枢都市圏「全世代健康都市圏」創造事業懇談会開催要領

(趣旨)

第1条 SDGs事業「全世代健康都市圏」創造事業（以下「創造事業」という。）について、医療・介護・福祉などに関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者から意見を聴くことを目的として、連携中枢都市圏「全世代健康都市圏」創造事業懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、次の事項について意見交換を行う。

- (1) 創造事業に関すること。
- (2) 各団体等で所管するデータの円滑な提供に関すること。
- (3) 創造事業において必要な分析方法や分析方針に関すること。
- (4) 創造事業においての問題や課題に関すること。
- (5) その他創造事業を実施するために必要な事務に関すること。

(懇談会の構成)

第3条 懇談会は、40名程度とし次の掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係する団体から推薦された者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 懇談会には座長を置き、出席者の中から互選により選出する。

3 座長は、特段の理由がない限り選出された者が継続する。

(会議)

第4条 懇談会の会議は、市長が招集する。

2 会議は座長が進行する。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、保健福祉部保健所健康政策課において処理する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、懇談会の開催に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年12月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。